経過報告について

第3回審議会の振り返り

1 議題

- ア 料金改定率の決定
 - 第2回審議会で示した料金改定シミュレーションを基に改定率を決定
- イ 料金算定期間の決定
- ウ料金改定時期の決定
- エ 総括原価について

(公社)日本水道協会策定の「水道料金算定要領」に基づいた料金算定の仕 組み

オ 料金体系(料金表)について

現在の料金表や県内の事業体の料金(基本水量制、従量料金逓増性、基本料金と従量料金の比率)を考慮した料金表シミュレーション1・2

2 審議結果

ア 料金改定率の決定

ケース 2 (企業債残高対給水収益比率 650%以下) を選択する。改定率の 13%は可能な限り低減してほしい。

イ 料金算定期間の決定

令和7年度から11年度までの5年間とする。

ウ料金改定時期の決定

令和7年4月からとする。

- エ 料金表について
 - ・料金表シミュレーション2のように、一般家庭への影響が少なくなるよう改 定率に差を設ける。
 - ・比較的使用料の多い、2世帯住宅や農家にも配慮してほしい。

料金表の考え方について

1 現行料金を勘案した料金表の考え方について

(公社)日本水道協会の水道料金算定要領(以下、「算定要領」という。)に基づき算定する水道料金では、現行料金と大きな差が生じますので、以下の事項を考慮して料金を検討します。

	事	項		理	由	
1	基本水量制	川の継続	基本水量は、:	生活上最低限必要	な水を無理に節水するこ	ことなく
	(8 ㎡まで	の使用は基本	使用できる公:	衆衛生の向上と、	生活環境の改善という観	視点から
	料金に含め	つる。)	一定量の使用	を基本料金に含む	ものであるため、継続し	ょす。
2	従量料金0	の逓増制の継	逓増性は、水	需要の過剰な増大	を抑えるために使用水	量に従っ
	続		て料金を高く	設定するものであ	り、一般家庭など少量値	吏用者の
			料金を低く抑	えるという側面も	あるため、継続します。	
3	現行の基本	料金と従量	施設の維持に	係る経費について	は、基本料金で賄うのな	が本来で
	料金の比	率(3:7)の維	すが、基本料:	金の割合を大きく	すると、現行料金との記	差が大き
	持		くなるため、	当面は現行料金の	比率を維持します。	

2 料金表の構成について

(1)基本料金

従量料金との比率が概ね3:7となるよう総額を定め、比率を3:7としていて状況が近い出雲市の基本料金を参考として各口径に配分します。

(2) 従量料金

当地域での水道使用量等を勘案し、以下のとおり基本水量を含め4段階の区分と します。料金は逓増性とし、使用量が多くなるに従って料金を高く設定します。

区 分	説 明
① 基本水量	必要最低限の生活用水を確保できる水量として基本水量を設定しま
(0 m²~8 m²)	した。また、別表1によると1人暮らしの平均水道使用量は8.1 ㎡
	であり、単身世帯の使用量がこれに当たります。
② 従量料金 I	当地域の平均世帯員数は 2.65 人(別表 2 参照)であり、2 人~4 人の
(9 m²~25 m²)	世帯を想定し設定しました。
③ 従量料金Ⅱ	当地域は、2世帯以上の同居も比較的多く、広い敷地の維持のために
(26 m²~50 m²)	水量が必要なことを勘案し、従量料金Iの倍の量までを設定しまし
	た。
④ 従量料金Ⅲ	一般家庭で1月51 m以上使用することは稀(図1参照)であり、逓増
(51 m²~)	性の考え方により使用量が多いものに対する料金区分としました。

資料 17

別表 1

世帯人員別平均使用水量(月)				
1人	8.1 m²			
2人	14.9 m			
3人	19.9 m³			
4人	23.1 m ²			
5人	27.8 m³			
6人以上	34.1 m			

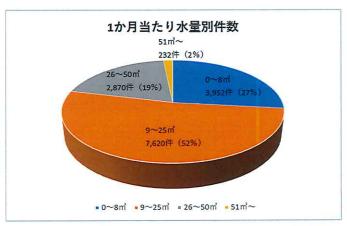
※ 東京都水道局 令和3年度一般家庭生活用水実態調査

別表 2

	平均世	带員((令和5年9月)		
斐川	2.68	人	出雲市全域	2.48	人
島村	3.29	人	松江市全域	2.14	人
宍道	2.51	人			
区域全体	2.65	人			

※ 住民基本台帳登録数から算出

図 1



※ 令和5年3月検針データ(用途:一般、口径:13 mm、20 mm)

料金表の決定について

1 料金表 (案) について

資料17で示した考え方に基づき、具体的な料金表(案)を3つ作成しました。それぞれの考え方については、以下のとおりです。

(1) 料金表 (案)

料金表①

一般家庭への影響を小さくするため、小口径(13 mm と 20 mm)の改定率は、平均改定率より低く、大口径(25 mm以上)は、平均改定率より高くなるようにします。

(第3回料金等審議会 資料15 シミュレーションケース2)

料金表②

従量料金については、比較的使用量の多い世帯に配慮して 50 ㎡までの単価を抑えます。その原資として、小口径 (13 mm \geq 20 mm) の基本料金を現行より 110 円 (税込) 高くします。

料金表③

料金表②では、使用量が多い使用者の料金が高くなるため、従量料金の51 m³以上の単価を低くし、多く使用する使用者への影響を抑えます。

(2) 口径別用途別使用状況

料金表を作成する際に勘案した令和 4 年度末の口径別用途別使用状況は以下のとおりです。(表1)

(表1) 口径別用途別使用状況

(件)

口径\用途	一般用	営業用	官公庁用	学校用	工場用	集会所他	計
13	12,308	572	82			354	13,316
20	2,366	278	39			10	2,693
25	26	155	41				222
30							0
40	2	58	29	2	3		94
50	1	18	17	3			39
75		5	4	8	2	1	20
100		1			1		2
150		1					1
計	14,703	1,088	212	13	6	365	16,387
1か月平均 13~25mm	17.7 m³	24.8 m³	14.2 m³	124.3 m³	435.3 m³	0.9 m³	
使用水量 40mm~	17.7111	515.7 m³	216.0 m³	124.5111	455.5111	0.9111	

口径別使用状況の割合 50mm, 0.2 75mm, 0.1 100mm, 0 150mm, 0 25mm, 1.4 20mm, 16.4

2 料金体系を用途別から口径別に変更したことによる影響について

以下の用途については、料金体系を用途別から口径別へ変更したことによる影響があります。

営業用

現行料金では、営業用の基本料金と従量料金を一般用より高く設定しており、口径別料金体系に変更することで、改定率は低くなります。

官公庁用

現行料金では抑えられていた従量料金が上がるので、一般用や営業用に比べて改定率 が高くなります。

学校用

学校用の基本料金 (50 ㎡まで 6,644 円) が無くなり、また現行料金では抑えられていた従量料金が上がるので、特に 50 ㎡を越えて使用する場合に一般用や営業用に比べて改定率が高くなります。

工場用

工場用の基本料金 (500 ㎡まで 66,440 円) が無くなるので、400 ㎡を越えて使用する場合に一般用や営業用に比べて改定率が高くなります。

集会所他

集会所用の基本料金 (4 m³まで 528 円) が無くなり、13 mm口径の基本料金になりますので、料金が約2倍になります。

料金表①

(第3回料金等審議会 資料15のシミュレーション2)

設定の考え方

一般家庭への影響を小さくするため、小口径(13 mmと 20 mm)の改定率は、平均改定率より低く、大口径(25 mm以上)は、平均改定率より高くなるようにします。

(税込・円) (料金のカッコ内の数字は、消費税抜きの金額)

		(11775-524.)		7 7000			
口径/水量	基本料金	従量料金					
, , , , , , , , ,	0~8 m³	9∼25 m³	26∼50 m³	51 m²~			
13 mm	1, 100						
13 11111	(1,000)						
20 mm	1, 100						
20 111111	(1,000)						
25 mm	1, 650						
25 111111	(1, 500)						
30 mm	1, 980						
30 111111	(1, 800)						
40 mm	2, 200	154	198	231			
40 111111	(2,000)	(140)	(180)	(210)			
50 mm	2, 750						
50 111111	(2, 500)						
75 mm	3, 300						
75 111111	(3, 000)						
100 mm	16, 500						
100 11111	(15, 000)						
150 mm	55, 000						
130 11111	(50, 000)						

【基本料金と従量料金の比率 (30:70)】

料金表①による料金算定期間の給水収益 3,346,171,090 円 料金算定期間の総括原価 3,345,770,805 円

(各口径の改定率)

	_ , ,
口径	改定率(%)
13 mm	10. 89
20 mm	9. 61
25 mm	12. 23
30 mm	100. 09
40 mm	18. 40
50 mm	21. 90
75 mm	26. 07
100 mm	43. 44
150 mm	17. 66

【特徴】

一般用

0~8 ㎡の改定率は、6.38%

20 ㎡の改定率は、9.31%

30 ㎡の改定率は、15.31%

40 ㎡の改定率は、15.11%

骨 举 田

<u>13 mm と 20 mm</u> 300 m³までの使用者の改定率は、平均改定率を下回ります。

25 mmと 50 mm 使用量が多い使用者の改定率は、15~16%となります。

官公庁用

概ね33%の改定率となります。

学校用

概ね34%の改定率となります。

工場用

500 m までの基本料金が無くなるので、300 m 以降の使用は料金が高くなります。

料金表②

設定の考え方

従量料金については、比較的使用量の多い世帯に配慮して $50~\text{m}^3$ までの単価を抑えます。その原資として、小口径 (13~mm と~20~mm) の基本料金を現行より 110~円 (税込) 高くします。

(税込・円) (料金のカッコ内の数字は、消費税抜きの金額)

		11133	1 3 - 200 3 1010 111			
口径/水量	基本料金	従量料金				
日正/ 小星	0~8 m²	9∼25 m³	26∼50 m³	51 m²~		
13 mm	1, 144					
13 111111	(1, 040)					
20 mm	1, 144					
20 111111	(1, 040)					
25 mm	1, 650					
20 111111	(1, 500)		182. 6 (166)	234. 3 (213)		
30 mm	1, 980	151. 8 (138)				
30 111111	(1, 800)					
40 mm	2, 310					
40 111111	(2, 100)					
50 mm	2, 750					
30 mm	(2, 500)					
75 mm	3, 300					
73 111111	(3,000)					
100 mm	11, 000					
100 11111	(10, 000)					
150 mm	33, 000					
150 mm	(30, 000)					

【基本料金と従量料金の比率 (31:69)】

料金表②による料金算定期間の給水収益 3,345,822,693 円 料金算定期間の総括原価 3,345,770,805 円

(各口径の改定率)

口径	改定率(%)
13 mm	10. 82
20 mm	8. 82
25 mm	11. 63
30 mm	101. 33
40 mm	19. 10
50 mm	23. 09
75 mm	27. 22
100 mm	39. 88
150 mm	18. 60

【特徴】

一般用

0~8 ㎡の改定率は、10.64%

20 ㎡の改定率は、9.94%

30 ㎡の改定率は、13.57%

40 ㎡の改定率は、11.24%

営業用

13 mmと 20 mm300 m³までの使用者の改定率は、平均改定率を下回ります。25 mmと 50 mm使用量が多い使用者の改定率は、16~17%となります。

官公庁用

概ね35%の改定率となります。

学校用

概ね36%の改定率となります。

工場用

500 ㎡までの基本料金が無くなるので、300 ㎡以降の使用は料金が高くなります。

料金表③

設定の考え方

料金表②では、使用量が多い使用者の料金が高くなるため、従量料金の51 m³以上の単価を低くし、多く使用する使用者への影響を抑えます。

(税込・円) (料金のカッコ内の数字は、消費税抜きの金額)

		(4年金のカラ	コ内の数十は、作			
口径/水量	基本料金	従量料金				
	0∼8 m³	9∼25 ㎡	26∼50 m³	51 m²~		
13 mm	1, 144					
13 11111	(1, 040)					
20 mm	1, 144					
20 111111	(1, 040)					
25 mm	1, 760					
23 11111	(1, 600)					
30 mm	2, 200					
30 IIIII	(2, 000)					
40 mm	2, 420	152. 9	187	228. 8		
40 11111	(2, 200)	(139)	(170)	(208)		
50 mm	2, 860					
JO IIIII	(2, 600)					
75 mm	3, 520					
75 IIIII	(3, 200)					
100 mm	11, 000					
100 111111	(10, 000)					
150 mm	33, 000					
1 JU IIIIII	(30, 000)					

【基本料金と従量料金の比率 (31:69)】

料金表③による料金算定期間の給水収益 3,345,961,670 円 料金算定期間の総括原価 3,345,770,805 円

(各口径の改定率)

(11111111111111111111111111111111111111	, _ 1 /
口径	改定率(%)
13 mm	11. 44
20 mm	9. 42
25 mm	11. 61
30 mm	98. 23
40 mm	17. 56
50 mm	20. 70
75 mm	24. 94
100 mm	37. 09
150 mm	15. 85

【特徴】

一般用

0~8 ㎡の改定率は、10.64%

20 ㎡の改定率は、10.42%

30 ㎡の改定率は、14.57%

40 ㎡の改定率は、12.7%

営業用

13 mmと 20 mm500 m³までの使用者の改定率は、平均改定率を下回ります。25 mmと 50 mm使用量が多い使用者の改定率は、14~15%となります。

官公庁用

概ね32%の改定率となります。

学校用

概ね33%の改定率となります。

工場用

500 ㎡までの基本料金が無くなるので、300 ㎡以降の使用は料金が高くなります。